



## INDEX

- ・今シーズンも高病原性鳥インフルエンザは警戒が必要..... 1
- ・令和4年 鳥インフルエンザ経営再建保険の募集について..... 6
- ・【再掲】「卵販売業」の営業届出は令和3年11月30日までに..... 7
- ・空調集中工事に伴う協会臨時休業日（11/22）のお知らせ..... 7
- ・統計データ ..... 8

## 今シーズンも高病原性鳥インフルエンザは厳重な警戒が必要

ウイルス等の専門家及び国や都道府県の家畜衛生担当者からなる高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム（事務局：農林水産省）は、令和2年度に大発生を引き起こした高病原性鳥インフルエンザウイルスの一部は、その前のシーズンのヨーロッパ由来ウイルス等の再集合したウイルスであり、ヨーロッパをはじめ世界各地で多発したことを踏まえると、この冬に国内で本病が再び発生する可能性は非常に高いと警鐘を鳴らしています。

すでに韓国において野鳥の糞便からH5亜型鳥インフルエンザウイルス（低病原性）が確認されているところですが、同チームの懸念を裏付けるかのように、10月26日、北海道旭川市で発見された死亡野鳥から、A型鳥インフルエンザウイルスの簡易検査陽性反応が出ました。その後、遺伝子検査により、H5亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスと判明しました。しかしながら、病原性にかかわらず、H5亜型鳥インフルエンザウイルスの飼養家さんへの感染が確認された場合には、殺処分等の防疫措置により、まん延防止対策を実施する必要があります。

渡り鳥は長距離飛行をして大陸から韓国を経て日本に渡って来るルートもあり、会員の皆さまにおかれましては、今シーズンもさらに徹底した防疫体制をお願いいたします。

### ■ [北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査陰性について（環境省）](http://www.env.go.jp/press/110163.html)

<http://www.env.go.jp/press/110163.html>

### ■ [野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省）](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

## 疫学調査チームの提言

- 飼養衛生管理を徹底し、人・車両、野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内へのウイルス侵入の防止や農場周辺の消毒等防疫対策の徹底
- 初動防疫を迅速に措置するための早期通報



## 疫学調査チームによる令和2年度高病原性鳥インフルエンザの疫学調査報告

### 1. 国内発生農場の特徴

発生農場を経営別にみると、採卵鶏32例（うちウインドレス鶏舎22例で約7割）、肉用鶏14例（すべて開放鶏舎）、種鶏場4例（うちウインドレス鶏舎2例で5割）、あひる農場2例（すべて開放鶏舎）。

発生農場は、河川に近い山林、水田、ため池に面した農場が多く認められ、カモなどの水きん類の利用の可能性が認められ、水きん類が飛来しやすい環境が感染リスクであることが示された。

### 2. 野鳥等の感染状況について

令和2年10月24日の北海道紋別市における野鳥糞便からのウイルス分離を皮切りに翌3月3日までに18道県26市町58事例（うち31事例が野鳥）においてH5N8亜型のHPAIの感染が確認された。

国内の広範囲に感染した野鳥が分布し、冬を通して継続して環境中に広くウイルスが存在し、家きんに対する極めて高いウイルスの侵入リスクがあった。

### 3. 分離ウイルス株について

以下の5つの遺伝子型が確認された。

#### 【E1型】

欧州19-20冬グループ：令和元年度に欧州で流行ったウイルスが夏の繁殖地シベリアを経由して日本に侵入したもの

#### 【E2型】

欧州秋グループ：令和2年の夏に繁殖地で拡散したウイルスが、ユーラシアの東西に伝播、拡散されたもの

#### 【E3、7、5型】

E1型から派生したグループ：E1型が渡り鳥によって運ばれる過程で遺伝子再集合し、日本に侵入したもの

なお、遺伝子型について日本における地理的偏りは特になく、抗ウイルス剤に対する耐性や哺乳類への感染性を増大させるような遺伝子の変異はなかった。

### 4. ウイルスの病原性について

50%鶏致死量は最も低いE3型（病原性強）と最も高いE1型（病原性低）の間で70倍以上の差が認められた。ウイルスの経鼻接種後の平均死亡時間は最短のE2型の76時間と最長のE1型の134.4時間と2.4日の差が認められたが、感染が成立すれば感染鶏は死亡することが明らかになった。

E1型に感染した鶏のウイルス排泄は臨床症状を示す前から認められ、農場で大量死によって感染が疑われる前にウイルスが農場内に拡散する可能性が示唆された。



## 5. 推定される国内の感染経路

相互の農場間の位置や発生報告日が近いものについては、ウイルスの直接的な農場間での伝播の可能性は否定できないものの、近縁ウイルスが野鳥等の環境を介して別の農場に侵入した場合でも、農場間での伝播のように見えてしまう可能性も考慮に入れる必要が明らかとなった。

また、同一農場内で近縁ではあるが複数のウイルスが侵入したことが示された事例もあり、こうしたことからウイルスが野生動物の間で拡散した環境では農場にウイルスが侵入するリスクがより高まることを示唆している。

## 6. 日本へのウイルスの侵入時期と経路

今回の一連のウイルスは過去国内の発生事例から分離されたウイルスとは異なることがわかっており、今回の発生は海外から新たに侵入したウイルスによるものと考えられる。国内の野鳥のウイルス感染から判ずると遅くとも令和2年の10月頃には国内にウイルスが侵入していたと考えられる。

## 7. 農場・家きん舎へのウイルスの侵入

一連の発生鶏舎にウイルスが侵入した経路については、

- ① 長靴の交換をしていないなどの衛生対策の不備や鶏舎の破損等による野鳥や猫などの野生動物の侵入の可能性が認められる。
- ② 鶏舎に明らかな破損がなく適正に衛生管理を履行している場合にあってもネズミ等の小型野生動物の侵入の可能性はあったと考えられる。
- ③ 同一地域の発生については、周辺の発生農場が感染源となった可能性もあるが、強制換気の排気による鶏舎外への羽毛等の飛散が立ち入り調査時に認められており、今後はこれによる感染拡大リスクについても検証する必要性がある。

## 高病原性鳥インフルエンザ対策関係省庁等のホームページ（リンク）

### ■ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省）

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

### ■ 鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

### ■ 鳥インフルエンザについて（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>

### ■ 鳥インフルエンザ（国立感染症研究所感染症情報センター）

[https://idsc.niid.go.jp/disease/avian\\_influenza/](https://idsc.niid.go.jp/disease/avian_influenza/)



# 今シーズンも、高病原性鳥インフルエンザは、 全国どこでも発生する可能性があり、警戒が必要です！

※昨シーズン（2020-2021）資料

## 今シーズン飛来している渡り鳥の数

- ✓ 環境省が行っている渡り鳥の飛来状況調査（全国52カ所）によれば、例年と同程度の飛来数
- ✓ 鹿児島県出水市で行われているツルの飛来数調査では過去最高を記録したと報道されるなど、地域や種類によっては渡り鳥の数が例年より多いと考えられます。



### ○出水市のツル飛来数調査

- ・今シーズン過去最高を記録
- 2020年；17,315羽
- 2019年；15,529羽
- 2018年；14,286羽

## ウイルスを保有している渡り鳥の割合

- ✓ **専門家の意見**（複数）

- ①ウイルス保有の渡り鳥が多い可能性
- ②国内の野鳥間で広がった可能性が考えられるが、環境中のウイルス濃度は上昇している。



## 野外に多量のウイルスがあちこちに

- 北海道から鹿児島まで全国各地の野鳥（糞便含む）で検出（18道県58事例）
- 渡り鳥だけでなく、猛きん類（食物連鎖の頂点）でも検出（8道県12事例）  
オオタカ（奈良県）、オジロワシ（北海道）、ノスリ（栃木県、富山県、香川県、鹿児島県）、ハヤブサ（北海道、栃木県、岡山県）、フクロウ（栃木県、埼玉県）
- 鳥だけでなく、環境中の水でも検出（4県19事例）  
新潟県（阿賀野市瓢湖）、長野県（岡谷市諏訪湖）、鳥取県（気高町日光）、鹿児島県（出水市ツルのねぐら）



MAFF  
農林水産省



今シーズン（2020-21）は、  
**多量に**鳥インフルエンザウイルスが  
**あちこちに存在**しています！！

今シーズンは世界的にも発生が相次ぐ非常事態。カモや白鳥等の渡り鳥がウイルスを持って大陸から飛来。糞便等によって野山、池、道路等にウイルスが排出。



鳥や小動物を捕食するハヤブサやフクロウ等の猛禽類も感染死



MAFF  
農林水産省



### 対策は…

消毒や防鳥ネットの管理など  
全ての従業員による  
飼養衛生管理の  
**基本の徹底!!**

「ウイルスを農場内に入れさせない」  
「ネズミやネコにも油断しない」

農場を守れるのは…

あなた  
農場主だけ…

地域一帯となった消毒も有効です。

防鳥ネットや消毒機器等の整備など、  
支援も用意していますので、  
ご相談ください。





## 令和4年 鳥インフルエンザ経営再建保険の募集について

日本養鶏協会は、会員の皆様が安心して採卵養鶏業に従事できるよう、鳥インフルエンザに感染した場合に経営再建を目指す採卵農家を全力でサポートします。

10月号でお知らせしましたように、皆様より受領したアンケート結果に基づき、令和4年の補償内容等を見直しています。以下概要をご案内いたします。

### 令和4年 鳥インフルエンザ経営再建保険



#### (1) 募集要領

申込期限	令和4年1月7日(金)
保険料払込期限	令和4年1月14日(金)
保険期間	令和4年2月1日～令和5年1月31日(1年間)
保険料	成鶏1羽あたり3.74円、育成鶏1羽あたり1.87円

#### (2) 補償内容

個別補償限度額	成鶏1羽あたり430円、育成鶏1羽あたり180円
年間総支払限度額	12億円支払(保険料3億以上)

#### (3) 補償対象

経営再建を問わず、保険金を一括でお支払いします。

(ご注意) 大量発生等により年間支払限度額を超える支払が想定される場合はその限りではありません。

#### (4) 引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社(幹事)  
東京海上日動火災保険株式会社(非幹事)

### 自然災害での補償保険

#### (1) 加入対象者

鳥インフルエンザ経営再建保険に加入している日本養鶏協会の会員

#### (2) 加入対象農場

鳥インフルエンザ経営再建保険に加入する農場

#### (3) 保険期間

令和4年2月1日～令和5年1月31日(1年間)



(4) 補償内容

下記のような災害が原因により鶏舎内の鶏死亡を補償

- ① 基本補償 : 火災、落雷、爆発、風災・雹災・雪災、水災
- ② オプション補償 : 熱波、寒波

(5) 補償金額・保険料 (1羽あたり)

		成鶏	育成鶏
基本補償	補償金額	430 円	180 円
	保険料	3.20 円	1.40 円
オプション補償	補償金額	430 円	180 円
	保険料	12.90 円	5.40 円

(6) 総支払限度額 (年間)

基本補償	12 億円
オプション補償	12 億円

※オプション補償には、免責歩合 (加入羽数に対し 0.5%) および縮小支払割合 (80%) を設定

(7) 加入の条件

この保険制度に加入する場合の条件は、下記のとおりです。

- ① 鳥インフルエンザ経営再建保険に加入していること
- ② オプション補償に加入する場合は、基本補償への加入が必要。  
(オプション補償のみの加入はできません。)

募集開始時期等詳細につきましては、(一社)日本養鶏協会までお問い合わせください。

既加入者の皆様はよくご存じのことと思いますが、本保険は日本養鶏協会会員様限定で加入することのできる団体保険となっております。年に一度のこの機会に、ぜひご加入をご検討ください。

【お問い合わせ】

業務第1部 Tel : 03-3297-5515



## 【再掲】「卵販売業」の営業届出は令和3年11月30日までに

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。）により、営業届出制度が創設され、食品の営業を営もうとする者は、営業所の名称、所在地および営業の種類等を都道府県知事等に届け出ることになっています。

卵の販売は、これまで営業許可業種ではなく、許可・届出は不要でしたが、この新制度により、「その他の食料・飲料販売業」の中の「主として卵を販売する営業をいう。」に分類され、管轄の保健所に届出が必要になります。

届出期間は、令和3年6月1日からで、既に営業中の方は令和3年11月30日までに届け出が必要です。

- 届出は、許可と異なり、手数料はかからず有効期間がないため、更新の必要はありません。（ただし、届け出事項に変更があった場合等は、保健所への届出が必要です。）
- 届出は、許可とは異なり、施設基準の要件はありませんが、許可と同様に「食品衛生責任者」を設置する必要があり、また、「HACCPに沿った衛生管理」を行わなければなりません。

なお、食品衛生法第4条第7項の規定により、農業および水産業における採取業は、営業に含まれないとしており、営業届出の対象外となります。

### ■ 営業届出に関する情報（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kigu/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00010.html)

## 空調集中工事に伴う臨時休業日（11/22）のお知らせ

10月30日（土）～11月7日（日）において、フロア空調集中工事のため電話回線縮小となり、11月1日（月）、2日（火）、4日（木）、5日（金）はお電話がつながりにくくなる可能性がございます。

ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、以下よりお問い合わせくださいますようお願いいたします。

- お問い合わせフォーム：<https://www.jpa.or.jp/info/>
- E-mail アドレス：[info@jpa.or.jp](mailto:info@jpa.or.jp)
- Fax：03-3297-5519
- 携帯：070-4564-1896（9：15～17：30）

また、11月20日（土）～23日（火）においてもフロア空調集中工事のため、**11月22日（月）は臨時休業日**とさせていただきます。



# 統計データ

## 鶏卵関係主要計数 —— 令和3年8月までの年間の主要計数推移

注：雛餌付羽数は全国推定値

	雛餌付羽数(出荷)		配合飼料出荷量		家計消費量		鶏卵相場	
	数量(千羽)	前年比	成 鶏 用		一人当たり		東京全農M	
			数量(千ト)	前年比	数量(g)	前年比	前年	本年
2年 9月	8,025	89.6%	456	101.6%	908	104.8%	179	153
10月	8,978	100.1%	489	98.4%	983	105.8%	204	164
11月	8,950	93.3%	472	96.2%	949	107.8%	219	171
12月	8,602	97.0%	529	100.4%	1,007	109.8%	227	178
3年 1月	8,518	83.9%	450	93.4%	951	115.0%	170	142
2月	8,892	104.5%	440	92.8%	920	99.4%	185	183
3月	9,040	89.4%	507	101.1%	943	93.0%	197	220
4月	9,654	103.9%	476	94.5%	978	94.4%	202	241
5月	9,183	95.6%	464	97.5%	1,004	97.4%	168	258
6月	10,083	107.8%	476	100.9%	882	94.3%	160	259
7月	9,867	100.0%	462	95.2%	903	93.5%	153	245
8月	8,140	98.1%	451	101.6%	915	98.3%	145	215
1年間合計 平均(%)	107,932	96.9%	5,672	97.8%	11,343	101.1%	184(平均)	202(平均)

- ・雛餌付羽数は、8,140千羽（前年比98.1%）と前年比1.9%減となりました。
- ・配合飼料出荷量は、451千トン（前年比101.6%）と前年比1.6%増となりました。
- ・鶏卵の家計消費量は、915グラム（前年比98.3%）と前年比1.7%減となりました。
- ・鶏卵相場は、前年平均の70円高を示しました。



10月の鶏卵相場動向、鶏卵相場推移、協会活動報告につきましては、日鶏協ニュース11月号に追記のうえ、11月中に当協会WEBサイトに掲載いたします。

日鶏協ニュース 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会  
 〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内(5階)  
 Tel：03-3297-5515 Fax：03-3297-5519 発行日：2021年10月29日  
 編集・発行責任者：浅木 仁志 (info@jpa.or.jp)